

日本放送協会 理事会議事録

(平成28年 6月21日開催分)

平成28年 7月15日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成28年 6月21日(水) 午前9時00分～9時25分

<出席者>

榑井会長、堂元副会長、木田専務理事、森永専務理事・技師長、
今井専務理事、坂本理事、安齋理事、根本理事、松原理事、
荒木理事、黄木理事、大橋理事
上田監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

榑井会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1263回経営委員会付議事項について
- (2) 日本放送協会平成27年度業務報告書について
- (3) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資について
- (4) 総務省「電波政策2020懇談会 報告書(案)」に対する協会意見の提出について

2 報告事項

- (1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
- (2) 放送技術審議会委員の委嘱について
- (3) 「第24回参議院議員通常選挙」に伴う政見・経歴放送の編成計画および実施体制について

議事経過

1 審議事項

- (1) 第1263回経営委員会付議事項について
(経営企画局)

6月28日に開催される第1263回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「日本放送協会平成27年度業務報告書について」、「日本放送協会平成27年度財務諸表について」、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資について」、および「NHK国際放送の基幹衛星回線の移行に伴う協会国際衛星放送の開始について」です。また、報告事項として「平成28年度国内放送番組編成計画（スーパーハイビジョン試験放送）について」、「平成27年度NHK連結決算について」、「予算の執行状況（平成28年5月末）」、「契約・収納活動の状況（平成28年5月末）」、および「地方放送番組審議会委員の委嘱について」です。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

- (2) 日本放送協会平成27年度業務報告書について
(経営企画局)

日本放送協会平成27年度業務報告書について、審議をお願いします。

業務報告書は、放送法第72条の規定に基づき、NHKが各年度に行った業務の内容を取りまとめ、総務大臣に提出するものです。放送法施行規則第30条で定められている記載事項に沿った章立てで作成しており、年度の業務全般について、11の章立てにより記述しています。

今回の報告書で、新たに記述した主な事項は以下の通りです。

1点目は、4K・8K試験放送の業務の認定を受けたことについてです。第2章に4K・8Kスーパーハイビジョン試験放送の実施に向けた準備について、第6章に8Kカメラや中継車の整備について、それぞれ記載しています。

2点目は、インターネット活用業務に関する項目を設けたことです。第2章に、改正放送法のもと、新たな実施基準・実施計画に基づいて実施したインターネット活用業務についてまとめており、試験的提供を実施したことなども含めて記載しています。

3点目は、子会社等の管理についてです。第10章にNHKアイテックの不正事案を受けての再発防止策や、NHKグループ経営改革の取り組みについて記載しています。

本報告書の内容が了承されれば、6月28日開催の第1263回経営委員会に諮ります。経営委員会の議決を得られた後で、監査委員会の意見書を添えて、財務諸表とともに総務大臣に提出します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、次回の経営委員会に諮ります。

(3) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構への出資について (関連事業局)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下、「JICT」）への出資について、審議をお願いします。

JICTは、海外で通信・放送・郵便事業を行おうとする日本企業を支援するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法に基づき、平成27年11月25日に設立され、海外で日本企業が関係する放送事業を支援する事業について、案件の具体化に向け、準備を進めています。

JICTが進める放送事業を支援する事業に関連し、NHKはJICTから委託を受け、外国放送事業者等への技術者の派遣や現地で放送に従事する者の育成を行うとともに、外国放送事業者への番組提供のあっせん等をJICTへ委託することとしています。JICTが関係する事業にNHKグループ全体として参画することを通じて、現地における放送インフラの整備促進に寄与し、その結果、国際放送番組等のNHKの

保有するコンテンツの海外展開の拡大にも資することができると思います。

J I C Tの事業が持続的に行われることは、日本の放送事業の発展や日本全体としての海外へのさらなる情報発信強化にもつながると期待される所であり、こうした取り組みを一層効果的に実施していくため、放送法施行令第2条第14号に基づき、2億円を出資したいと考えます。出資はJ I C Tが増資に際して発行する予定の株式（1株の発行価額5万円）4,000株を引き受ける形とし、時期は28年7月下旬を予定しています。

本件が了承されれば、放送法第22条の規定に基づき、6月28日開催の第1263回経営委員会に諮り、議決が得られれば、総務大臣に認可を申請します。

（根本理事） J I C Tから委託を受けて技術者派遣等を行うということですが、想定しているのはNHKの職員ですか、それとも関連団体の社員でしょうか。

（関連事業局） 再委託も可能になっていますので、NHK職員、および関連団体社員の両方が考えられます。

（会 長） 他にご意見等がないようですので、原案どおり了承し、次回の経営委員会に諮ります。

（4）総務省「電波政策2020懇談会 報告書（案）」に対する協会意見の提出について

（技術局）

総務省は、2020（平成32）年に向けたワイヤレスサービスの発展・国際競争力強化のための方策や新たな無線システムを導入するための制度見直しの方向性、29年度に見直し時期を迎える電波利用料制度の在り方等について、「電波政策2020懇談会」を設置して検討を行ってきました。このたび、その「報告書（案）」が公表され、6月24日を期限として意見募集が実施されています。これに対し、NHKとして意見を提出したいので、審議をお願いします。

今回の「報告書（案）」は、主に「ワイヤレスビジネス成長のための環境整備」、「次期における電波利用料の使途」、「無線局の特性に応じた電

波利用料の軽減係数（特性係数）の在り方」の3項目についてまとめられています。このうち、電波利用料の用途については、これまで歳出予算の大部分を占めていた地上デジタル放送総合対策から、4K・8K衛星放送の普及、地上テレビジョン放送の高度化等にシフトするという内容になっています。

これに対し、提出するNHKの意見は、次のとおりです。

(1) 「ワイヤレスビジネス成長のための環境整備」に対する意見

「技術基準・検査制度の国際規格への適合など規制の合理化、特定の周波数帯の利用に対する柔軟な対応、実験試験局の免許交付の迅速化等の実施にあたっては、既存の放送システムに混信や妨害などの影響を与えないよう要望します。なお、既存の放送システムに対して有害な影響が生じた際に、速やかに対策が実施されるための施策を要望します。」

(2) 「次期における電波利用料の用途」に対する意見

・「4K・8Kテレビジョン放送高度化に向けた研究開発・実証」について

「地上テレビジョン放送における4K・8K実現の技術的な可能性を検証していく上で、国が研究開発・実証を主導することは適切と考えます。なお、実環境を用いた技術実証での周波数確保や送信諸元（実験エリア）について既存の地上テレビジョン放送に影響が生じない範囲とすることや、共同実証設備整備においても国が支援することを要望します。」

・「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」について

「外国波を起因として発生する混信の総合対策を含む、デジタル混信の解消やデジタル混信に係る受信相談・現地調査等が、次期においても引き続き実施されることは適切と考えます。」

・「4K・8K普及促進等のための衛星放送受信環境整備に関する支援等（BS/CS-IF干渉対策）」について

「新たな周波数帯を利用する4K・8K衛星放送の普及・展開に向けて、受信環境整備のための調査研究、周知啓発活動、干渉対策を国が支援することは適切と考えます。特にBS/CS-IF干渉対策の規模を早期に把握し、効率的な支援策の早期展開を図ることで4K・8K実用放送の普及促進に資することを期待します。」

(3) 「無線局の特性に応じた軽減係数（特性係数）の適用」に対する意見

「NHKは、あまねく全国に、豊かで良い放送番組を届け、また、災害

時には必要な情報を迅速かつ的確に提供するなど、放送法で規定された公共放送としての使命があり、その責務を果たしてきています。国民共有の財産である電波の適正かつ有効な利用を確保する観点から、テレビ・ラジオの特性係数を維持することは適切と考えており、今後も電波利用料の見直しによって放送事業者の負担増とならぬよう要望します。」

この内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(坂本理事) 他の放送事業者の意見も注視してください。

(会長) 他にご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

(木田専務理事)

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

九州沖縄地方で山元紀子氏(霧島高原ビール株式会社代表取締役)に、平成28年7月1日付で新規委嘱します。

また、関東地方で大山寛氏(サンファーム・オオヤマ有限会社取締役会長)、岡田芳保氏(元群馬県立土屋文明記念文学館館長)、および山口晃平氏(株式会社山口楼専務取締役)に、中国地方で納所裕美子氏(アート・プロジェクト株式会社代表取締役)に、北海道地方で村木秀雄氏(いわみざわ農業協同組合代表理事組合長)に、同日付で再委嘱します。

本件は、6月28日開催の第1263回経営委員会に報告します。

(2) 放送技術審議会委員の委嘱について

(森永技師長)

放送技術審議会委員の委嘱について、報告します。

内田義昭氏(KDDI株式会社取締役執行役員常務技術統括本部長)と、篠原弘道氏(日本電信電話株式会社代表取締役副社長)に、平成28年7月1日付で再委嘱します。

(3) 「第24回参議院議員通常選挙」に伴う政見・経歴放送の編成計画および実施体制について

(編成局)

平成28年6月22日に公示され、7月10日に投票が行われる「第24回参议院議員通常選挙」に伴う、政見・経歴放送の編成計画および実施体制について報告します。

政見・経歴放送の編成計画については、総合テレビとラジオ第1において視聴好適時間に編成するとともに、その公正かつ適切な実施に万全を期します。

編成期間については、原則として、投票日の2日前までの10日間(土・日曜日を除く)以内とします。ただし、東京以外の各放送局は投票日の3日前までの9日間(土・日曜日を除く)以内とします。

編成回数については、比例代表政党政見放送は、名簿届出政党等の1回の放送単位を17分以内とし、名簿登載者の数に応じて、テレビでは2～8回のいずれかの偶数回、ラジオでは1～4回のいずれかの放送回数とします。選挙区政見放送は、候補者1人の1回の放送を5分30秒以内とし、回数は全国一律にテレビ・ラジオとも2回とします。また、経歴放送は、候補者1人につき1回30秒以内とし、テレビでは政見放送の冒頭に行う分のほかに経歴単独の放送を1回、ラジオでは政見放送の冒頭に行う分も含めておおむね5回実施します。

具体的な編成時間帯については次のとおりです。比例代表政党政見放送は全国放送で実施し、総合テレビでは、月～金曜日の午前9時05分～10時と午後10時25分～11時20分に、ラジオ第1では、月～金曜日の午後1時05分～2時に編成します。選挙区政見・経歴放送は都道府県ごとに実施し、総合テレビでは原則として、月～金曜日の午前7時30分～7時56分と午後6時30分～6時56分に、ラジオ第1では原則として、月～金曜日の午前7時25分～7時51分と午後0時30分～0時56分に編成します。経歴単独の放送は、総合テレビでは、月～金曜日の午前11時50分～11時54分に、ラジオ第1では、月～金曜日の午前11時50分～11時55分と午後6時50分～6時55分に編成します。ただし、東京・大阪・名古屋の大電力放送区域の都府県では、選挙区政見・経歴放送や経歴単独の放送を、これらの時間帯以外でも編成します。

また、地域の人々が通常視聴している放送エリアの実情に応じて、選挙区政見・経歴放送を他県の放送局も中継放送してカバーする「出入中

継」を実施します。具体的にはラジオ第1で、長崎放送局が実施する「長崎県選挙区」の政見・経歴放送、および大分放送局が実施する「大分県選挙区」の政見・経歴放送を、それぞれ福岡放送局でも中継放送します。

最後に、政見・経歴放送の実施体制については、放送総局長を実施本部長とする政見放送実施本部を設置し、編成局、広報局、放送技術局、技術局を中心に、その他の部局の応援も得ながら実施していきます。

なお、6月22日の公示日まで、最終的な立候補者が確定しませんので、編成の枠は変更になる可能性があります。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成28年 7月12日

会 長 粂 井 勝 人